八重瀬町中央公民館・分館
新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

令和２年６月３日　決定
令和３年10月29日　一部改訂
令和４年６月10日　一部改訂
令和５年１月４日　一部改訂
令和５年３月13日　一部改訂

事業者名：八重瀬町教育委員会　八重瀬町中央公民館

1. 基本的な対策

- 公民館職員の検温等の健康管理、手洗い・手指消毒の徹底
- 施設内に手指消毒設備・非接触式体温計を設置する（中央公民館1階ロビー）
- 入場者に対し「手指消毒」「手洗い」を行うよう周知する。
- 原則として館内でのマスク着用は求めず、個人の判断に委ねるものとする。
  ただし、感染流行期において「利用者に重症化リスクの高い方が多いとき」や「館内の混雑が予想されるとき」等、着用が効果的である場合は着用を推奨する。

2. 基本的な感染拡大予防策

(1) 感染症防止のための入館者整理の方法

① 密にならないための対策

➢ 各施設で下記のとおり人数制限を設ける。

八重瀬町中央公民館		**八重瀬町中央公民館具志頭分館（具志頭農村環境改善センター）**	
室名	利用上限人数	室名	利用上限人数
大ホール	**350 人**	大ホール	**400 人**
2階　会議室	**28人**	2階　会議室	**30人**
1階　和室	**24人**	2階　生活技術室	**12 人**
料理研究室	**10 人**	2階　和室	**24人**

➢ 来客が並ぶ場合、間隔を空けるよう床にテープを貼り誘導する。

➢ イベント等において、ある時間における入場者数が上記の利用上限人数を上回る場合、一時的に入場制限を行う、複数の日程・時間帯に分けて開催する、または人数を可能な限り減らして開催する等の対策を講じる。

② 発熱等の症状のある方の入場制限方法

以下の症状に該当する場合は、原則として入館をお断りする。

・息苦しさ、強い倦怠感、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
・発熱（37.5℃以上または平熱＋１度以上）・咳などの風邪症状や体調不良が続く場合（軽い症状も含む）

③ その他

利用者に対し、体温の計測を自宅等で行うよう協力を求める。

（2）　対人距離の確保方法

①接触感染対策

- 席はなるべく対面の位置にならないよう工夫し、隣同士の間隔も可能な限り広くする。（最低 1m、できれば2mほど空ける）
- 複数の人が触れる場所や使用後の設備等は、適宜消毒を行う。
- 利用者に対して、利用時に発生したゴミを持ち帰るよう促す。

②飛沫感染対策

- 大声での発声、歌唱や声援、又は隣接した距離で長時間の会話を極力減らすよう利用者に求める。舞台上で発声、歌唱を行う場合は、十分な間隔と換気を確保すること。
- 施設内での飲食については、感染対策（飲食エリアの設定等）を施したうえ必要な範囲で認める。

（3）　施設の換気・衛生対策

- 使用中は、常時または一定時間おきの窓の開放、空調設備を稼働する等、十分な換気を行うこと。
- 便座クリーナーを設置し、使用前の消毒を行うようにする。
- トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

（4）　その他基本的な感染拡大予防策

- イベント開催時には、必要に応じて「マスクの着用」「来場者の把握」「ワクチン接種または検査結果の確認」を行うか検討する。
- サークル活動やイベント開催にあたっては、基本的な感染予防策のほか、内容に応じた感染予防策を講じていただくよう求める。
- 感染拡大期及び医療機関等の対応が十分ではない事態等の緊急時においては、市町村の方針に基づき対応を強化する。